

「奴隸王朝」の君主権と貴族勢力

——デリー・サルタナット初期における支配の構造——

荒

松

雄

一 まえがき

二 クトゥブッディーン・アイバッカの場合

三 シャムスッディーン・イルトウトゥミシュとその後繼者

四 ギヤースッディーン・バルバンの支配の歴史的意義

五 あとがき

一 まえがき

私はさきに「デリー・サルタナット初期におけるスルターンの繼承」⁽¹⁾という論文において、いわゆる「奴隸王朝」のスルターンの個々の繼承について考察した。そのときにも記しておいたように、スルターンの繼承の問題をとりあげたのは、繼承という事實を類型的にまとめてみるためではなく、クトゥブッディーン・アイバッカ (Qutbuddin

Aibaki) によつて基礎をおされたデリー・サルタナット (Delhi Sultanat) の初期におけるアルバリー・トルコ族 (Albari or Ilbari Turks) の支配の構造、とくに最上層にあるスルターンの権力を理解する一つの手がかりとしてあつた。その結論の要點の一つに、宮廷貴族間の勢力關係とスルターンの繼承との關連の問題があつた。そこで本稿では、前稿の考察を一步すすめて、同じ時代における君主權の問題をもう少しひらくとり上げてみた。ここでも當然問題となるのは、スルターンと、貴族および貴族勢力との關係である。「繼承」という限られた問題におけると同様ように、君主權の問題も、こうした支配構造全般との關連なしに、そのまま抽象的、あるいは類型的にとり上げられてきた傾向がつよい。本稿においては、前稿におけると同じように、君主權の問題を、とくに貴族勢力との關連において、歴史的に分析してみたわけである。従つて、クトゥブッディーンから、サルタナットの確立の役割を果したシヤムベッディーン・イルトゥムシフ (Shamsuddin Iltutmish)、そして最後にギャースッディーン・バルバン (Ghyastuddin Balban) これら三つのピークを中心として、君主權の變貌を考察する結果となつた。従つて、從來、主としてヒンド人歴史家によつてなされてきたような君主權 (Kingship) の類型的考察の面はほとんど省略されている。ここでは、スルターンとは何であるか、という問題よりは、インド・イスラームの支配の初期の時代において、支配構造の最上層たるスルターンの権力構造はどのように變つてこつたかが主題である。ここでも、貴族、とくに「奴隸」(banda) 出身の貴族の問題が大きく出てくるのであるが、貴族それ自體としては地方統治制の問題とともに私の次の論文でとりあげられるはずである。なお本稿は研究所創立十五週年記念の紀要にのせるため提出に期限があり、一方、私がインドより歸國後に別便で送つた文獻フィルムが全部手元に届かなかつたので、留學中入手した一部の資料は充分に利用できなかつたことをつけ加えておく。

二一 クトゥブ・ッディーン・アイバッカ (Qutbuddin Aibak) の場合

「奴隸王朝」という名稱が今日でもなお用ひられてゐることは、普通、この「王朝」のスルターン、とくにデリー・サルタナットの北インド支配の基礎を形成したクトゥブ・ッディーン・アイバッカ、およびマンム・イスラーム國家としてのサルタナット支配を確立したシャムス・ッディーン・イルトゥカトゥミシ (Shamsuddin Iltutmish)，さらに初期サルタナットの君主權力の一つの典型を打出したギャースッホ・イーン・バルバーン (Ghyasuddin Balban) が、何れもスルターンの宮廷の「バンダ」 (Banda ^{邦語}) 「グーラーバ」 (Gulam) ⁽²⁾ 語を用ひられてゐる。何れも、以下慣用に従つて「奴隸」と譯す) の出身であり、その他のスルターンはすべて彼らの血縁であつたからである。同時に、後述するように、バルバン支配に至るまでは、スルターンの出身の問題ばかりでなく、この成立したばかりのインド・イスラーム國家の支配構造の中心において、トルコ人宮廷奴隸出身者が決定的な地位を占めており、とくに、イルトゥカトゥミシ以後、いわゆる「チエハルガーン」 (⁽⁴⁾ ("Chehalgani")) と呼ばれる一種の奴隸貴族の集團が宮廷支配の實權を握つてゐたと考えられるのである。私があえて「奴隸王朝」 ^{ムス}の呼稱を用ひるのも、こゝした意味をふくめてのことである。

ところで、本稿でいわゆる「奴隸」については、われわれが今日この譯語から想像するものはもち論、その歴史的な方には、古代社會における歴史的範疇ともいふべき奴隸とも異なつてゐるもので、その例は、有名なものとしては、十三世紀にはじまるエジプトのいわゆる「ムムルーグ朝」におけるものとほど同質なものである。こゝではイス

ラーム世界における奴隸について何ら述べる意圖も餘裕もないが、本稿に關連する「奴隸」の歴史的位置づけは一應しておく必要がある。

アッバース朝支配のおとろえはじめた九世紀のはじめにおいて、イスラーム支配の上部構造において、一つの重要な新しい制度が次第に出き上つていつた。それはトルコ人宮廷奴隸である。彼らは次第に宮廷内で政治に干與し、君主の側近としての權力はやがて無視できぬものとなつていつた。⁽⁵⁾ このトルコ人宮廷奴隸システムは、そのまま、サムーン朝によつて受けつがれた。そこでは、彼らは軍事、統治上の要職にもつくようになる。やがてグール朝においても、このシステムは、さらに擴大されてゆく。⁽⁶⁾ ここでは、トルコ人奴隸入手の容易さも、あざかつて力があつたものと思われる。インドのアリーガル大學のハビーブ教授は、これを、インド・トルコ的奴隸官僚制(Indo-Turkish slave bureaucracy)、あるいはトルコ＝インド的奴隸貴族制(Turko-Indian slave aristocracy)とよんでゐる。ここで重要なと思われる一つの點は、これらの奴隸は、軍事統治面のみならず、宮廷あるものは貴族の側近として購われてから、學藝の面でも集中的な教育を與えられたという事實である。その名は「バンダ」あるいは「ガラーム」であり、身分の上では「自由」(azadi)を享受してはいなかつたのであるが、この當時の宮廷奴隸は、いわば、立身出世の道における選ばれたるもの(ヒロチ)ともいわるべきものであり、肉體的、智的條件を完備したものの中からさらには軍政兩面の高位に就き得る狭い門をくぐる資格をすでに獲得したものだつたのである。この意味において、この時代の宮廷奴隸の歴史的地位はきわめてユニークなものがある。マイズッディーン・ムハンマド・ビン・サームが、後繼者なくして死んだとき、彼は次の如く述べたと、ミンハージュは記してゐる。「他の君主は一人、一人の子をもつてゐるだらう。私はしかし、何千という息子、つまり、私のトルコ人奴隸達をもつてゐるのである。彼らは、私の領域を受けつ

ぐだらら」、まだ、私に従つて、その領域中を廻じて、私の名をフトゥバ (Khutbah) の中で叫んでくれるやあらう」⁽⁹⁾。このことは、當時、これらの奴隸貴族達が、その支配構造の中でも、いかなる地位を占めていたかとくらむとをよく示してゐると見える。

クトゥブッディーンも、奴隸出身であつた。彼は、一時はカージー (qazi) もよび商人の奴隸であつたが、のち、ガズニーでスルターン・マイズッディーンに購ねられたのである。やがて彼は王座の前に直接従う職を與えられ、ついに「アミール・ハ・アーフクル」 (Amir-i-Akur) になつた。⁽¹⁰⁾ のちスルターン・シャー (Sultan Shah) と一時捕虜となつて歸つてゐたのは、クーラーム (Kuhram) のマタターを與えられて ⁽¹¹⁾ いる。

マイズッディーンの死後、グール朝の本地は、グール、バーミヤン、ガズニーにおける、一種の事實上の王國分割が行われたのであるが、その場合、征服したインド領は、クトゥブッディーンによる實質的な支配權が一應與えられる形となつた。⁽¹²⁾ ガズニーに支配を確立したタジヨウッディーン・ヤルドーイ (Tajuddin Yaldooz) も、マントー (Muntan) もよびウチ (Uch) に勢力を確立したナーシルッディーン・カバーチャ (Nasiruddin Qabacha) も、クトゥブッディーンに對立する二大勢力であつた。彼はこの二人に對して、婚姻關係をもつて巧みに牽制する。⁽¹³⁾ ミンベーシュは、ガズニンのシャンバラニア朝のマイズッディーンの項に、「君主の地位に到達した」のスルターンの從者として四人の名をあげてゐるが、これには、上記の三人と、のちラクナワティ (Lakhnawati) に勢力を擴大していつたゼルジー (the Khiljis) のギャースッディーン・イーウワズ (Ghyasuddin Iwaz) もよべみ、何れもその頭に「スルターン」の稱號を冠してゐる。⁽¹⁴⁾

また、ミンベーシュは、次の「ヒンドのマイッジーア・スルターン」と冠する章では、五人あげてゐる。すなわち

ち、(1) クトゥブッディーン、(2) その子 (28) アーラーム・シャー⁽²⁹⁾、(3) マリク (マルターン) ナーシルッディーン・カバージャー、の他に、(4) マリク・バヘーウッディーン・ムハグリル (Malik Bahauddin Tughril)、(5) マリク・ル・ガヒジー、イフティヤールッディーン・ムハンマッド (ムルジー) (Malik-ul Ghazi, Ikhtyauddin Muhammad (Khilji)) と、あとこれに加えて四人、ラクナワティのヒルジー (マリクあるのはスルターン) をのせてくるのである。

これらの中、クトゥブッディーンに對立し得る勢力としてあげ得るものに、(1) ヤルドーズ、(2) カバーチヤ、(3) バヘルウッディーン・トゥグリル、(4) イフティヤールッディーン・ムハンマッド (ヒルジー) 等がある。(1) のヤルドーズは、前述した如く、マイズッディーンの奴隸であり、ガズニーに支配を確立したものであり、(2) のナーシルッディーンも、やはり、マイズッディーンの奴隸であつて、「多年にわたつて、政治の様々な領域でスルターン・マイズッディーンに仕えた」人物であつた。彼はクトゥブッディーンの二人の娘と結婚しその義子であつた。⁽³⁰⁾ しかし、彼はシンドを中心として、クトゥブッディーンに對抗した。

(3) のベーハウッディーン・トゥグリルは、同じくマイズッディーンの初期以来の忠實なる奴隸であり、のち、ビアナ (Biana) バイクターを有した人物⁽³¹⁾、あの有名なグワリオル遠征時の軍將であつた。従つて彼とクトゥブッディーンとの間には、常に「少しくわざわざの種」 (andak maya-i-ghubari) があつた、とミンハイジュも認めている。

ヒルジー・トルコ族に屬するマリク達は、何れも奴隸ではなかつたようであり、最初のイフティヤールッディーン・ムハンマッドはマイズッディーンのガズニー廷に自らあらわれたのであるが、クトゥブッディーンとののちの關係は、むしろ臣從關係からはじまつたところでもよしのであり、この點では、ヒルジーが、同じトルコ族でも當時かなり異つたものとして考えられていた事實をも考え方をせ、ここでは省略しておしつかえあるまじ。

かくて、クトゥブッディーンと勢力を争つていた他の三人、すなわちヤルドーナー、カバーチャ、トゥグリルは、何れもスルターン、あるいはそれに近い高位にのぼつたのであるが、實はクトゥブッディーンと同じく、ムイッズィー宮廷の奴隸出身だつたのである。つまり、グール朝の分裂による衰退ののち、その上部支配權力も分立する形で、分派が成立したのであるが、インド内地に成立していくたクトゥブッディーンの支配權力も、實はこうした、むしろ仲間的關係にあつた奴隸出身の對抗勢力を持ち、常にそれとの對抗關係を考慮しなければならなかつた環境においてのものであつた。ただ、クトゥブッディーンの歴史的意義は、デリーを根據としてのインド内地における支配を、アフガン臺地の從來の本地から切斷したことにあるのである。⁽²²⁾ こうして彼は、外よりの干渉から自由な、インドにおけるサルタナット確立への道を開いたわけである。⁽²³⁾ こうした歴史的意義を別として、君主權の問題のみからいえば、クトゥブッディーンの中に大きな意義を與えて、その君主權に絶對的な意味を附することはむしろ當らぬ。⁽²⁴⁾ クトゥブッディーンがラーホールにおいて登位した際の、*Tarikh-i-Hakhruddin Mubarakshah* にみえる稱號も、きわめてひかれ田のものだつたのである。

アーラーム・シャー (Alam Shah) とイルトゥウトゥミシュがついで立つ經緯については、前稿に述べておいたが、これは、その時も記しておいたように、無能な血縁が、貴族推戴制という形式的な方式を土臺としての實力者イルトゥトゥミシュに退けられたものと見られるのである。⁽²⁵⁾ 本稿の視點からするならば、それは、クトゥブッディーンがインドにおける最初のサルタナットの基礎をおき乍らも、なお、そのスルターンとしての權力の點では、奴隸貴族制下のそれをのりこえるものではなかつたことを示すものであり、また、宮廷奴隸が依然としてアーミール、マリク

のみならずスルターンへも到る道であつた事實が、アーラーム・シャーの退けられた背後に嚴然としてあつたわけである。たとえ、アーラーム・シャー個人の問題、およびクトゥブッディーンの血縁におけるしかるべき後繼者の缺除とじう事情はあつたにせよ、血縁の持續と、その地位のある程度の高揚とは、やはり、次のイルトウトウミシュの三十年近い統治によるサルタナットの確立後はじめて行われるに至るのである。なお、ミンハージュが、ムイズッディーン、のちのイルトウトウミシュについては、そのタイトルからカージー、マリク達の表まで残しているにかかわらず、クトゥブッディーンについては、ムイズィー・スルターンの第一番目にあげたのみで、そのあとに何も記していないので、興味あることである。⁽²⁶⁾

II シャムスッディーン・イルトウトウミシュ (Shamsuddin Iltutmish) と

その後繼者たち

デリー・サルタナットの支配を確立したシャムスッディーン・イルトウトウミシュは、君主權の點においてどのような歴史的な意味をもつてゐるだろうか。

まず、ここでも問題になるのは、シャムスッディーンが、クトゥブッディーンの奴隸であつたこと、つまり、彼は奴隸の奴隸だつたことである。彼は、トルケスターのアル・パリー・トルコ族の一首長の子であつたというが、兄弟間のかくしつから奴隸に賣られるに至つたらしく。⁽²⁷⁾ その後、彼はガズニーでムイズッディーンの奴隸になる機會もあつたのであるが、結局は、クトゥブッディーンに購われる。彼と同時に、優秀なトルコ人奴隸が購われたが、

この方は、のやタバルヒンダード (Tabarhindah) のアーレルとなつてゐる。⁽²²⁾ クトウブッディーンは、イルトウトウミシュをつねに側近におじい臣をかけ、彼は、「田々、その官位と榮譽 (jah wa shart) はおじい上りで受けた」とさう。彼はやがて、グワリユール (グワリオル) のアーレルとなり、バラン (Baran) のイクターを得、ついに、イクターとしては當時第一級であつたブダユーン (Budayun⁽²³⁾) すなわちバダウン Badawunを得る。彼の即位に至る事情については、拙稿にすでに述べたので、ここでは省略するが、以上のことをから伊ントウトウミシュの王座への道をみると、これまでの奴隸スルターンと同じように、宮廷奴隸より、ムクティ (Muqti) を経てスルターンに推戴されるところ、從來の典型的な道を歩んでいることがわかるのである。

それならば、その出身も、スルターンへの道も、前代のクトウブッディーンに至る君主と同じであつたにせよ、インド・イスラーム最初の支配權力たるサルタナットを確立した彼の、スルターンとしての權力は、どのような位置を與えられるべきものであろうか。これには、彼の周圍にあつた貴族勢力との關係をもう少し分析してみる必要がある。

第一に、登位直後のアミールたちの反抗について考えてみよう。ミンベーシュによると、イルトウトウミシュの登位に對して、「トルコ人およびクトゥビー・アミールたち」⁽²⁴⁾ が、デリー周邊に集り、からび「トルコ人およびムイッズィー・アミール」もこれに結合して、シャムスッディーンに抵抗したことになつてゐる。これに對して、シャムスディーンは、ジョード (Jod) の平原で戦ひ、相手を破つたのであつた。このことは、明らかに、イルトウトウミシュの即位についての反対派の貴族の反抗と考えてよいと思われる。あるいはヘルトウトウミシュ自ら、この反対派を破るべく仕かけたものであるかも知れないと。何れにせよ、これは、當時、自他ともに第一人者と認めていたイルトウミシュにも、その登位に抵抗するクトゥビー、ムイッズィー貴族がおじいたことを示すものである。すなわち、

登位當時の彼の君主權が、それほど、絶對的なものではなかつたことを示す一つの證據にもなるう。自分より先輩、同輩の奴隸出身貴族の中におこらした反抗があり得たのである。

しかし、これに比べれば、ムイッズィーの同じ奴隸出身でも、クトゥブッディーンのいわば同輩であり、血縁關係もあつたヤルドーズ、およびカバー・チャに對する對抗關係は、イルトウトウミシュにとつては、はるかに重大なものであつた。ミンハージュは、ムイッズィー・スルターンの章を獨立させてたててゐるが、それはクトゥブッディーンにはじまり、次のアーラーム・シャーにつづいて、カバー・チャを立ててゐる。⁽³⁾ カバー・チャは、ムイッズィーの奴隸であり、クトゥブッディーンの娘二人を娶り、⁽³⁾ ムルターンを中心として勢力を確立、デリーをうかがつてゐた。イルトウトウミシュとは義兄弟の關係にあるが、すでにクトゥブッディーンの對抗者であつたし、又、出身としても、むしろイルトウトウミシュの先輩格であつたのである。ヤルドーズについてても、ミンハージュは、ガズニーのシャンスバニア朝の章の中で、ムイッズィーの奴隸ではあるが、彼と並べて記載してゐる。若年からムイッズィーの下に宮廷奴隸としての訓練をつみ、とくに「他のトルコ人奴隸の長」とされ、のち、ガズニーの權力を握つてからは、ヒンドウスターに對してもつねに主權の擴大をうかがつてゐたのである。彼もすでにクトゥブッディーンの時代よりの對抗者であり、イルトウトウミシュには、むしろ第一の強敵であつたが、一二一五年、ハリズム・シャー(Khwairizm Shah)からガズニーを追われて、ラーホールへきてからは、デリー・サルタナットにとつて、直接の脅威となつたのである。

この二人の脅威を除いたことは、イルトウトウミシュにとって、自らの王座を擁護するためではあつたが、結果として、サルタナットのアフガン臺地との關係の殘さざる完全にとりのぞき、上部支配構造の中におけるスルターンの

君主権をも確立する政治的基礎となつた。もはや、彼は、クトゥブッディーンの時代におけるように、同列の對立者をもたなかつた。そして統治二十五年の間に、彼のサルタナット上層における支配權力は、前代に比べて全く安定したものとなつていつたのである。なお、この點について、「一、二、三」のことを指摘しておく必要があると思う。

第一に、クトゥブッディーンの時代には、インドの領域は、なお、アフガン臺地をもふくむ一つの政治史的地帶の一部として考えられていたし、事實、その歴史は、つねに一體として動いてきた。イルトゥウトゥミシュがサルタナットを確立してからは、その支配の範圍は、ヒンドゥースターンに集中されることとなつた。このことは、君主権の確立の一つの基礎となつたといえよう。

第二に、上述してきたように、彼の對抗者は、彼の同輩、むしろ先輩であつたが、それはデリーのサルタナット支配の内部から出たものではなく、すでに、外において何れも權力を確立したものであつた。従つて一度こうした強力な對抗者を破ると、デリーの上部支配構造そのものにおいてのスルターンの權力の確立は容易なものとなつたのである。

第三に、以上のことと關連するのであるが、デリー・サルタナット内部における貴族層は、いわば、イルトゥウトゥミシュの手飼いの飼犬同様であり、彼らは、後述するようにこのスルターンに購われて次第に要職についていつた奴隸が大部分であつた。彼らが權力の坐についてスルターン位をけん制するのは、むしろイルトゥウトゥミシュ死後のことである。彼の治世には、むしろその支配の忠實で有力な支柱でもあつたと著えられるのである。

イルトゥウトゥミシュの支配權力の背後には、こうした事情を考えておく必要があるが、ここで、著名なカリーフよ
りの六二七五年における使者のデリー訪問についてちよつとふれておこう。⁽³⁷⁾ このことはすでに説明されている點が多

いが、第一に、イルトウトウミシユが、イスラーム世界の支配者としてのカリーフの權威を認めたこと、第二にその權威を利用して、自らのサルタナットの君主權の正當さを裏附けしたことである。そして重要なことは、ここにおいて、デリー・サルタナットが、全イスラーム世界の規模において承認されるという結果をもつたことであり、これはたしかに、イルトウトウミシユの君主權にとって大きな意義を與えることとなつた。しかし、彼が、この好機を利用したにしても、それを君主權の絕對性の表象として利用しようとしたかどうかは不明である。彼の場合、君主權を神聖なものとまでまつり上げその絕對性を高揚したバルバンとは、この點かなり異つてゐる。シャムスッディーンの場合には、⁽³⁸⁾ 奴隸出身者はなお「選ばれたるもの」であつたし、優遇され、又出世の第一の道であつて、バルバンの貴族抑壓の場合とは大きな隔たりがあつた。この意味でも、イルトウトウミシユは、まさにクトゥブッディーンとバルバンの間にあつて、その過渡期的な性格を示してゐるといえよう。

次に問題となるのは、後繼者指名についての事實である。この間の事情については、すでに前稿「繼承」にのべておいたが、貴族の反対をおしても、「バルダー」のかげにかくれていた女子ラズィヤの指名を、治者としての才能適格の點から、男子を退けて固執したイルトウトウミシユは、單なる頑迷な君主ではなかつたことを示してゐる。しかし、結局、彼の死後、ラズィヤの登位は一時否定され、ルクメッディーンが推戴される。ここで本稿の視點から問題となるのは、前稿にふれたように、(一)事實上の世襲權の成立、つまり個人に對するアミールたちの否認にも拘らず、結局は、やはりイルトウトウミシユ直系の血縁が選ばれてゐること。(二)このことの背後には、君主權の確立といふことの他に、⁽³⁹⁾ シャムシー貴族勢力の對抗關係における一種の均衡といふ状態が考えられること、などである。従つて次に、イルトウトウミシユ以下、バルバン出現に至るまでの諸スルターンの時代の君主權の推移と、貴族勢力との關係の面

における問題にしてみよう。

「タブカーテ・ホーシロー」の一章は、とくに、シャムスィー・マロク、つまりイルトゥルトゥル・シヨの貴族達にあつて、「マロクおよびベーン」の記録を中心、インド・ペルシャの歴史家の敍述としてはおほとに興味ある、いわば「列傳」の如き形をもつてゐる。これは、タージュッターン・サンジャル・ハ・ガバラック・ベーン (Tajuddin Sanjar-i-Gajzlak Khan) とせんある、ベール・ベラク・カラク・ベーン・ウルグ・ベーネ・ベルバン・カラ・ベルター (Baha-ul-Hakkuddin Ulugh Khan-i-Balban-us-Sultani) やだねが、そのギヤースッティーン・ベルバン (41) が十五人のシャムスィーのマロクおよびベーンをあげたものである。これらの貴族については、次に豫定してある貴族についての概説において分析してみると、やはりあるが、ここからおさかれておきたのは、まず、この内の十五人の重要なシャムスィー貴族のうち、ただ一人、すなむち第十五番目におけるマリク・タージュッターン・サンジャル・ハ・タージー・ベーン (Malik Tajuddin Sanjar-i-Kuret Khan) を除いて、すべし、奴隸 (42) であつたことがはつきりと記されてゐることである。しかも、このただ一人、奴隸であつたことの記載のなじタージュッターンにして、奴隸ではなかつたところの積極的な證據はないのであり、むしろ彼も同じく奴隸であつたと考えても決して不自然ではなさそうである。

次にこれら十五人の中、「シャムスィーの奴隸であつた」とか、「ベルター (シャムスィー)」が購つた」とか明らかな記載のなじのは、第六番目のおスルターン (Malik Nusratuddin Tayasai) のみであり、彼の場合は、「ベルター・バイズッターン・ベーン・カラのバング」へせりかゝ記され、し

かもミンハージュが直接彼と接したときには、すでに著名なムタディの一人であつたといふ。従つて彼はムイッズィー奴隸の古參のものとなつていたことが判る。しかし彼とて、シャムスッディーンがうけついで購わなかつたといふ積極的な證據はなく、ムイッズィー奴隸からシャムシー奴隸團に入れられたとみても自然であろう。

さて、これらの「マリクおよびハーン」達は、何れも、イルトゥトゥミシュ⁽⁴⁴⁾生前より、あるいは宮廷内中央の高官にのぼり、あるいはイクターを享受し、シャムスィー後繼のスルターンよりバルバン登位に至るまで、何れもサルタナットの中央、地方政治の中核をなしていった貴族である。かくて、第一に指摘されるのは、シャムスッディーンの後繼スルターンの宮廷、および地方統治における勇將、貴族は、ほとんど、彼自身の奴隸として購つたもので、ここに、いわゆる「奴隸貴族」が、事實上、イルトゥトゥミシュ直後のサルタナット支配の主軸を形成していくという實態がわかるのである。それは、フイリシタも指摘しているいわゆる「チエハルガーニー」(Chehalgani)に外ならぬ。⁽⁴⁵⁾

そして、君主權と貴族勢力との關係とじう本稿のテーマについていえば、すでに前稿で述べたように、この「チエハルガーニー」を中心とする貴族間の勢力の一種の均衡狀態が、無能な世襲的血縁者のスルターンを繼立させた重要な契機となつたと考えられるのである。⁽⁴⁶⁾ ラズィヤ以後ナーシルッディーン・マフムードに至るこれらのスルターンの繼立についてはすでに前稿に説明してきたのでここに再び觸れないが、要するに、イルトゥトゥミシュによるデリー・スルターンの君主權の一應の強化の結果としての、世襲權の事實上の成立といふことも、實際は、こうした奴隸貴族の勢力關係の頂點にあらわれた現象であつて、後代のイスラーム支配におけるスルターンの世襲とはかなり趣を異にするものと、私は考える⁽⁴⁷⁾のである。

なおここで、とくに本稿の問題點としては重要な點にふれておく必要がある。それは、この「チエハルガーニー」

の主體であつたトルコ人貴族は、奴隸とくにムイッズィーのそれと同様でありながら、もはやクトゥブッディーン以前の奴隸貴族はある點で異つた性格のものだとさうことである。つまり第一に、彼らは、イルトゥトゥミシニによつて確立されたデリー・サルタナットの中において貴族に昇格したもの、いわば、インド内地において成立した奴隸貴族であつたとさうことである。第二に、従つて彼らは、それ以前の奴隸貴族たちと同じく、トルコ人であつたにしても、すでに本地との關係において全く獨立したものとなつたインド・イスラーム國家たるデリー・サルタナットの支配の下におかれたのであり、同じ奴隸^{パン}の新しい供給の點でも、出世のコースにおいても、當然限界をもつべきものとなつてゐたのである。第三に、サルタナットの環境は、奴隸仲間の出身者が各地に割據できる地理的、政治的條件の中になつた時代とはすでに異なつていたし、又、イルトゥトゥミシニによつて一應君主權が確立された下での、形式的にはむしろ君主權に完全に從屬する形での貴族だつたのである。こうした奴隸貴族は、もはや、かつてのグーリード、シャンスバニア等の支配の下における奴隸とは、かなり性格的に異つてくる。たとえ、それは、ペペシト・スルターンを左右する「チエハルガーニー」とくらう一つの支配權力の實體を掌握した形をとつたとしても、制度としては、むしろ固定化し、老衰してゆく限界をもつものに變貌しつつあつたと考えられるのである。バルバンによる次の時代の君主權の強化確立は、決して彼自身の性格のみに歸し得るものではない。こうしたデリー・サルタナット成立期において果した奴隸貴族制の役割の變貌、つまりその固定化を考えるときには、たとえバルバンによる貴族集團抑壓の強力な政策をまたざとも、從來の奴隸貴族制としての歴史的性格は、永くはつづき得なかつたと思われるものである。

四 ギャースッディーン・バルバン (Ghyasuddin Balban) の 支配の歴史的意義

ギャースッディーン・バルバンは、インド・ペルーム史における君主権の問題においては、何れの史學者も重視するスルターンの一人であるが、本稿の視點からしても、二重の歴史的意味において重要である。第一には、イルトウトゥミッシュ以後、常にスルターンの権力の背後にあつたトルコ人奴隸貴族の権力を弱めて、スルターンの君主権をかつてなきほどに高め、その結果、中央アジア、アフガン臺地よりインドに影響をおよぼしたトルコ人宫廷奴隸制のサルタナット支配の上部構造における歴史的役割に一應の終止符を打つたこと。第二には、彼が自ら抱懐し、自らの王座の上に實現した君主権は、サルタナット全期を通じて支配構造の頂點における君主権の一つのピークであった、ところににおいてである。以下、この二點を中心としてバルバン支配の歴史的意義を述べてみよう。

バルバン自身は、イルトウトゥミッシュの奴隸であつた。彼の父は、イルトウトゥミッシュと同じアルベリー (イルベリー)・トルコ族に屬する「約一萬戸のバーン」(ba qadr dah hazar khane ra khana) やあつたが、やがてバルバンは奴隸に賣られたとかれども。のち、イルトウトゥミッシュの奴隸として購われ、他の奴隸たちと同じく宫廷奴隸として昇進し、歴代のスルターンに關係してヒジリカラ (Rewari) やよばれたのは、ハンシ (Hansi) のイクターを得た。彼は「チエヘルガーニー」に屬し、その一方のリーダー格であつた。⁽⁵⁸⁾ ナーシルッディーン・マフムードの登位に彼があずかって力があつたとも考へられるところである⁽⁵⁹⁾。やがて彼は、スルターン・ナーシルッディ

ーンヒ娘を入れる⁽⁵²⁾。やがて同年（六四七H、一一〇〇A・D）には、「ウルグ・ハーン」の稱號とともに「ナーライ」⁽⁵³⁾に任じられた⁽⁵⁴⁾。同時に、彼の弟をはじめその近縁一黨はそれぞれ任を得るのである⁽⁵⁵⁾。何れにせよ、バラニーによれば、バルバンは、ナーシルッディーンを「ナムーナ」(Namuna)⁽⁵⁶⁾としておき、自ら政治を行つたとこう。また、後代のフイリシタも、「シャムスィー朝のこの最後の時期において」⁽⁵⁷⁾バルバンの勢力は國中におよんだ。ナーシルッディーンには、ただ君主の稱號 (Shahi Khitab) のみが與えられ、實際の權力と統治のたゞなは、バルバンの手中に入つてきた」とまとめてくる。なお、ここによると、インド人モスル⁽⁵⁸⁾であつたイマドゥッディーン・ラハイーン (Imaduddin Raheen) の革命があり、一時、バルバンおよびその一黨は（シン）ハージュもバルバン側のカーボーとしてまきぞえを食う⁽⁵⁹⁾失脚するが、間もなくライハン側をたおして立ち直る。このバルバン＝ライハンの争についてはいろいろ批判もあるが⁽⁶⁰⁾、ともかく、トルコ人奴隸貴族の一方の首領に對して、こらした改宗インド人モスルが、それに對抗し得るような高位にまで上り、しかもバルバンを一時押しやつたことは興味あることである。このことは、見方をかえれば、たとえトルコ人奴隸の支配が壓倒的に強かつたにしても、デリーに基盤をおくサルタナットの中に、こうしたインド人の貴族の出る餘地もできてきたことを示すものや、イルトウトウミシュ以後三十餘年インド内地に權力をうちたてたイスラーム國家支配の性格の變化をあらわすものとして重要な點であると言えよう。

このようにして、ナーシルッディーンの時代にすでに「ナーライ」となり勢力をあつめていたバルバンは、スルターンの死後⁽⁶¹⁾、自らスルターンとして登位する。この間の經緯についてはすでに前稿においてふれておいたが⁽⁶²⁾、その際にも述べておいたとおり、ナーシルッディーンに男子がなかつたとはいえシャムスィー直系子孫の繼立としう事實上の血縁世襲制の傳統をバルバンが断ち切つたのは、實はそれだけの權力の基盤を、彼が徐々に、しかも着々とつみあ

げていたからなのである。いいかえれば、このときに、弱小スルターン繼立の一つの基盤となり得た「チエヘルガーニー」内部における勢力均衡は、その一員であり、一方のリーダーであつたバルバンによつて、すでに破られていったともいえるのである。

しかも、自らスルターンになり上つたバルバンが、今度は、君主權の弱小化を温存してゆく役目を果してきた「チエヘルガーニー」貴族制をつき破らうとしたことも、まことに當然のことといわれ得るのである。バラニーも、このエヘルガーニー貴族制を(65)つい破らうとしたことも、まことに當然のことといわれ得るのである。バラニーも、この間の消息をよくその行間に傳えてくる。ずっとあととのフィリシタは、もりとはつきりと述べて次のようにいう。「……これららの政治上での兄弟同士の團結は長くはつづかなかつた。そして、わずかなあいだに、その中の誰もが虚榮と尊大に酔ひつぶれ、自慢の氣にみたされてしまつた。この「トルカーネ・ハージャターシュ」(Turkan-i-Kh-wajatash)の仲間の中で、ギヤースッディーン・バルバンは、すべての者の上に勝利を制してしまつた。バルバンは、スルターンの王座(66)にのぼると、何よりも先に、自らの「ハージャターシュ」の敵たちを計りて、その仲間の中にもし再びたち上るものがあれば、それをすぐ抑壓してしまつたのである」

こうしたバルバンの態度は、もとと實質的な面においてもあらわれてゐる。すなわち、イルトウトウミシュおよびその後繼スルターンの時代におけるイクターの濫發とその世襲的傾向に對して、土地の贈與者を三つの種類にわけて、整理しようと試みた。⁽⁶⁷⁾この試みは强行されず、結局において、バルバンは、イクターのシステムを變えることはできなかつたらしげが、彼が、世襲的ムクティを新しく作り出さなかつたこと、ムクティ(ムクティすなわちイクターの保持者)の頻繁な轉置の政策をとつたこと、また、當時、最もと思われるムルターン、サマーナ(Samana)、アウド(Oudh)、ベンガル等を、自分の直系の子で埋めて居ること、など、中央よりクワジャーを地方のイクターに任

じることによつて、中央の眼を地方に見開いていたこと等は、バルバンのこうした政策のあらわれと考えられるのである。⁽⁶³⁾

こうしたトルコ人奴隸貴族勢力の破碎は、イルトウドウミシュの子孫のスルターンによつてでもなく、また改宗インド人モスレムたるイマドゥッディーン・ライハンによつてでもなく、實は、その強力な一員であり、しかも徐々にその勢力を確立していくバルバンにしてはじめて行うことができたのである。⁽⁶⁴⁾ しかも、バルバンによる「チエハルガーニー」の抑壓は、彼自身の君主權の昂揚の意味ばかりでなく、さらに大きな歴史的結果をもたらした。すなわち、それは、アッバース朝にはじまり、グール朝からデリー・サルタナット成立期に至つて、支配權力の背後にあつてその實質的な權力のトレーガーとなつていったトルコ人奴隸貴族の歴史的役割を、事實上終焉させるに至つたということである。このことは、少し前にもふれておいたように、デリー・サルタナットのインド内地における支配確立の過程の中に、一部のトルコ人支配層の獨占、とくに、その特殊な形としてのトルコ人宮廷奴隸勢力の支配といふ型の間から、インド人モスレムの貴族層（その代表はライハン）をはじめ、當時、トルコ族とは一應異なるものとさえ受けとられていたヒルジー貴族の擡頭等にみられるような異つた分子をもふくむ貴族層の成立への契機が、すでに生れつゝあつたということと關連するものである。従つて、スルターン對貴族といふ支配構造内における力關係においては、バルバン的君主權と貴族勢力との對立は、サルタナット時代を通じてずっとあらわれるにもかかわらず、奴隸貴族制ともいふべき、種族的限界の下における特殊な身分制による支配のむしろ變態的な形式は、ここで一應終焉を見るのである。以後、たとえ、奴隸から貴族になり上ろうとも、（バルバン自身、宫廷奴隸を使用、また貴族にも任用していく）、それは、もはや、この「奴隸王朝」前半における奴隸、あるいは集團的な「チエハルガーニー」的な歷

史的意味は、再びもつことはなかつたのである。

しかもなお、シャムスィー奴隸貴族の勢力を破碎したバルバンの死後、バルバン治下におけるじわゆるバルベニー貴族の一黨は残つて(65)いた。カイクバード（スルターン・マイズッディーン）は再びペペクトとなる。彼がきびしい祖父の下からはなれて放逸に走つたように、バルベニー貴族の中には、ひどくおじるものも出できたのは反動として當然のことであつた。⁽⁶⁶⁾事實上の權力は、デリーの「コトワル」(Kotwal) の甥であつたニザームッディーン(Nizamuddin) の手中に入る。彼は、バルバンに比べれば、全くの小物であり、叔父の權威に乗じて出てきた家柄貴族であつて、この黠奴隸貴族とはすつと異つたものであることは注意する必要がある。彼は、カイクバードと對立し、さきにバルバンの指名を得ていたカイ・ハヌラウ(Kai Khusrav) を選け、やがてスルターン(カイクバード)の身邊より舊貴族のあるものを退ければ、デリーはわが手中に入ると計算して、バルベニー貴族の抑壓に乗り出す。⁽⁶⁷⁾しかし、この場合の對抗關係は、バルバンのそれとくらべれば、すつとスケールも小さく、むしろ、普通の意味の貴族の黨争のそれに近づく。ワジールのクワジャー・ハーティール(Khwajah Khatir)はまさにその犠牲となり、やがて「バルバンの時代に高位にあつた家族たちもその子孫のものも」投獄されたり幽閉されたりする。またバルバン時代の重臣、マリク・シャーヒック(Malik Shahik マルターンのアミール)、マリク・トウザキー(Malik Tuzaki バランのムクティ等も次第に片づけられてゆく。こうしたニザムッディーンによるバルベニー貴族の抑壓は、實は、バルバンによる貴族抑壓を延長したという點で歴史的意味をもつてゐる。しかしこのむしろ喜劇的人物たるニザームッディーンも、やがて舊バルベニーの殘黨の中のシャラールッディーン・シャーサット・ハーン(Jalaluddin Siyaset Khan)、マリク・アイタムール(Malik Aitamur)等によつて毒殺されるのである。

こうしてバルバン死後の一連の対立關係は、弱小スルターンの下における貴族間の黨争の典型的なものであるが、しかし、その君主權との關係においては、バルバニー貴族の勢力保存の末期的症狀を示していく興味がふかい。すなわち、マイズッディーンのちには、彼らは、ハーネムの中より連れ出してきた、カイクベードの幼兒、わずか三歳のカイ・カーウス (Kai Kaus) を王位につけるのである。これについてはすでに前稿において述べたが⁽⁷⁰⁾、この資格に缺けた三歳の幼兒をかつき出すのは、バルバンの血統をつけようとするバルバニー貴族の權力保持の最後のあがきであり、同時に、弱體化した彼らの中にはもはやそれを擁して強力な支配を打出す力もないことを示すものであつた。それでも、アイタムール等は、まずヒルジーの勢力を目標として排除しようとする。ここに、すでに對ヒルジーとこう強大な部族的對立の新らしき契機が出てくるのである。⁽⁷¹⁾ これについては、バラニーが、ブグラー・ハーン (Bughra Khan) のマイズッディーンに與えた著名なことばとして次のように述べてゐるなかにもうかがえる。すなわち「われら四人の他、バルバンの王國にはだれも後嗣はない」。もし貴方が退けられれば、この王國は、他の家族、他の部族の手に入るであろう⁽⁷²⁾。こうしてアルバリー・トルコ族の君主權を最大に高揚し、トルコ人奴隸貴族の歴史的地位に終焉を與えたバルバンの支配は、實は、自らも屬し、サルタナットの支配權力を獨占してきたアルバリー貴族勢力抑壓の要因をも生み出し、結局、ヒルジー革命への道を開いたことになるのである。

第一の點、すなわち、バルバンが抱懷した君主權のあり方、さるに彼が實際の面において如何に君主權を維持したかについては、バラニー自身もよく述べてゐるし、またすでに多くの學者によつて屢々説かれているところなので、ここではあまりふれないでおく。ただ、その中でも最も興味ある見方をするトウリパティ氏は、バルバンの君主權の

觀念は、威信(prestige)、權力(power)、法(justice)に基盤づけられてゐると説明する。第一の點は、バルバンがこれをもつて、君主權を、グール朝以來の奴隸貴族制に内在した宮廷奴隸→貴族→スルターンといふ典型的な權力への大道から斷ち切り、さらに、スルターンを貴族制の仲間的關係の頂點におこうとする觀念を拂拭しようとしたものと解釋してよいであろう、彼が、君主權を絶對的なものにまで高め、せんにこれを神の權威にまでむすびつけようとしたことも、この究極の表現に外ならない。さらに出身の格式、宮廷内のスルターンの舉措、貴族との懸隔、等の様々の事實は、すべてこうした君主權の威信の確立に對する、時には、滑稽なまでの御膳立てであつたのである。彼の權力政治は、むしろテロ政治に近いものさえあつた。そして、彼の君主としての公正な法秩序の維持は、時に極端にまで走り、「バリード」(barid)と呼ばれた彼の有名なスペイ・シスチムとあわせて、自らの兄弟、親族をもふくめて、貴族間に一種の脅威をひきおこしたほどである。⁽⁷⁵⁾ バラニーは、これらについていろいろ述べてゐるが、さらに、「彼に對する恐怖と畏懼の念が人々の心をとらえた。しかし、人々に對する彼の公正さと考慮とは、結局その臣下の支持をかちとり、彼らをして、その王座の熱心な支持者たらしめた」と述べてゐる。彼の政治的實態と、貴族民衆の服従の様がまことによく示されてゐるといえよう。なお、ついでながらこのバラニー自身が「あらゆる善政の基礎であり、國家の榮光と光輝の源泉であるところの、支配權力への畏怖といふことが、すべての人々の心からぬけ出てしまつた」という表現を、バルバン出現以前の政情について用いてゐるのを知ると、われわれは、同時代のモスレム宮廷史家の中ではすぐれて批判的でもあつたバラニー自身、このような君主權の理想像をもつてゐたことを知らされるのであり、こうした時代にあつて、バルバンの實現しようとした君主權のあり方が、どのような效果をもつていたかを、現代の立場とは別個の彼の見方を通じてよく認め得ると思うのである。また、後代のアクバルの時代のバダオニーも

バルバン時代について説明しているところに挿入した詩句の中で、「令聞は公正と正義より出でる。不正と王權とはまさに灯と風の如きもの」と記している。⁽⁷⁹⁾ここにみえる王權 (shahî) の觀念は、本質的にはバラニーのそれと同じ考え方を示すものと考えられるのである。

バルバンが抱懐し、自ら實現した君主權は、後代に及ぶサルタナットの一つの典型を示したものと考えられる。この點でサルタナット初期の支配における彼の歴史的意義は大きい。しかもなお、バルバンの權威は、その死後、ある意味では、かなり急速に失墜していつたともいえるのであり、これは、君主權における個人的な契機がなおつよく、君主權という支配の權力の一つのあり方が、個人をこえて一つの制度としての強さを示すまでにはいつてしなかつたサルタナット初期におけるイスラーム支配構造の歴史的限界だつたといえるであろう。

五　あとがき

以上、いわゆる「奴隸王朝」におけるスルターンの君主權のあり方を歴史的に辿つてきた。それは、トルコ人宮廷奴隸制、およびそれから發生した奴隸貴族制と密接な關係をもつものであることがわかつた。クトゥブッディーン・アイバックは、デリー・サルタナットの基礎をおいた君主としてあらわれたインド・イスラーム史上の最初の奴隸貴族に他ならなかつた。つづくイルトウトゥミシュは、眞の意味でのインド・イスラーム國家支配の最初の君主であるが、彼の支配は、自らの息のかかる奴隸貴族をつくり出しながら、しかも、從來の奴隸貴族の勢力を抑えた上に立てられたものでその過渡期的性格を示してゐる。しかしながら、彼の血縁子孫による事實上の世襲的君主制の下に、こ

の新しい奴隸貴族の集團は、實質的な權力を掌握して、君主をがらら化してゆく。しかし、その中から出た一人ギヤーベッディーン・ベルバンによる、長期の慎重な權力集中の結果、君主制の背後につて實質的に權力を動かしていた奴隸貴族制は抑えられ、ここに、のちにサルタナットの支配の一つの典型ともなつた君主權の一頂點が實現される。このバルバンによる支配は、同時にトルコ・インド的奴隸貴族制にもその歴史的な役割をおわらせることとなり、ここにそれにかわつて、むしろ正常なインド・イスラーム國家支配の貴族制が生れてくるのである。バルバンの支配は同時に、アルバリー・トルコ族による支配の自滅の要因をも含んでいたのであり、ここに、トルコ族奴隸貴族制に代つて、新しく種族的契機が出てくる。ヒルジー貴族による革命は、實は、こうしたバルバン支配の餘燼から生まれた最初のものだつたのである。

本稿では、君主權の消長を把握するのに當然のことながら貴族勢力との關係に重點がおかれた。屢々くり返していくように、サルタナット支配の上部構造を把握するには、この宮廷奴隸制を基盤とした中央、地方の貴族制全般を立てつて分析してみる必要がある。従つて、本稿につづく次の稿は、こうしたいわゆる「奴隸貴族」および地方統治の主體たる「ムクティ」が中心となるわけである。(一九五六年八月初旬)

(1) 「東洋文化研究所紀要」第八冊、昭和三十一年三月、二七七—三〇九頁、(以下、拙稿「繼承」と略記する)

(2) 拙稿「繼承」、二七八頁。

(3) J. S. 「奴隸王朝」(Khandan-i-Gulshan, the Slave dynasty) いう呼び方につけば、人によつて異論があり、例えば Srivastava, A. L. "The Sultanate of Delhi," Agra, 1950 (アグラ Srivastava 著者) があるが、これにつけば、拙稿「繼承」三〇五頁、註2参照。「王朝」と呼ぶよりも問題があつた、されば、のちの「ヒルジー王朝」に對して、同じトル

ハサヤマトハルベロー（ハルベロー）・ムルロ族に屬（じゆく）するという部族的契機を考慮に入れれば至當と考えられるのである。

「ハシダ」あることは「ハラーム」（ghilam）の意味といふことは、次の描稿「貴族」にゆずるが、その歴史的問題については、本稿に簡単に述べておき。

(4) ハセビウスによれば、次の描稿「貴族」にゆずるが、やああたのでは、描稿「繼承」 III-11頁、註50 参照。

(5) 八世紀の初頭のワーリッム（Walid）治下のトーハトによるトルロ族の地の征服は、トルロ系諸種族との接觸を生んだが、その征服の過程において、トルロ人は、人頭税（Jizya）として幼児を提供し、これらの幼児はイスラーム世界において奴隸として賣られた。この新しい奴隸としてのトルロ人は肉體的に他の諸種族の奴隸よりははるかに優秀であったが、やがて、かのハジラムトモロードの一部でもやうであつたように、軍兵、官吏としても用ひられるようになった。カリーハ・マヌスル（Mansur）は、ハセビウスによるとトルロ人奴隸は、宮廷内でも廣く用ひられるようになり、例えば、カリーハ・ムタシン（Mutassim 833-42 A. D.）はトルロ人奴隸を母とした。彼はハセビウスによるとトルロ人奴隸をトルロ人の女と結婚させたところ、彼らは、また、君主、宮廷貴族側近の仕事をしていたので、宮廷におけるトルロ人奴隸の權力は次第に強くなりだしたのである。Habib, Muhammad; Introduction to the reprint of "History of India", Vol. II by Elliot and Dowson, Aligarh, 1952, (訳 H. Habib, Introduction ふ譲翻) pp. 91-92.

(6) Habib, Introduction; pp. 92-93.

(7) Habib, Introduction; pp. 93. その他、クトウアラムイーン、イルムウムウムン等他の著名な奴隸の例をみてもやうやく
40°

(8) 「わぐねた支配者の息子がたまたま失敗であるときどき、眞の指導者の奴隸達が、自分達の主人と同様の身分のことを
たまゆる所を證明する。……奴隸は、「生も死も最適者」である」(Lane-Poole, S: "Mediaeval India under Moham-

- (28) Tab. Nas., p. 144; Raverty, pp. 544-45.
- (19) Tab. Nas., p. 145; Raverty, q. 547.
- (20) Tab. Nas., p. 146; Raverty, p. 548.
- (21) Tab. Nas., p. 148; Raverty, p. 552.
- (22) Tripathi; "Some Aspects of Muslim Administration", Allahabad, 1936, p. 21.
- (23) 達^ラ普拉薩德 (Prasad, I; "The Medieval History of India", 1948, Allahabad, p. 125) は「ムガル朝の官僚組織」を「Tripathi」の「帝國行政」に對比する。
- (24) "Tarikh-i-Fakhrud-Din-Mubarakshah", Persian text edited by E. Denison Ross, London, 1927., p. 32. 奴隸「繼承」の長官職の參照。
- (25) 奴隸「繼承」の長官職の參照。
- (26) ムガル朝の奴隸「繼承」の長官職の參照。
- (27) Tab. Nas., pp. 166-167; Raverty, pp. 599-600. 奴隸の長官職の參照。
- (28) ムガル朝の奴隸 Tab. Nas., p. 168; Raverty pp. 602-603 奴隸の長官職の參照。
- (29) Tab. Nas., p. 169; Raverty, p. 603.
- (30) Tab. Nas., p. 169; Raverty, p. 604.
- (31) 奴隸「繼承」の長官職の參照。
- (32) Raverty, p. 605; Tab. Nas., B. I. ed. 17, ムガル朝の奴隸の長官職の參照。
- (33) Tab. Nas., p. 170; Raverty, p. 605. 奴隸の長官職の參照 Hodivala, "Studies in Indo-Muslin History", 「奴隸の長官職の參照と貴族勢力」

「シナヒーたゞか、彼は「アミー黨の反乱の首領」(sari-ghanghat-ran-taifat) トモ、和モシハサキトマリイーの死後
レバ、「シャーリー・ミー・ス」(Sha-ri-per' ミー・ス) (像) 異端教になつて居る。斯様に至り peran したる事か、アミー・スが、
「ホーリー・チャンダーニー」(Sari-Jandar) トモ (Tab, Nas, p. 258; Raverty, p. 757)。ルニモニー・スカ、他の奴隸の
昇進の道をせんと圖るゝ事也。」彼の母娘はキトチャーハ・ムニヤンガニ、ルニヤンガニ、ルニヤンガニア・スルトモ
VIII. Malik Kamaluddin Kirani-Tamar Khan (Tab. Nas, p. 247; Raverty, p. 742); XIV. Malik Tajuddin Samiari-
Qatlaq Khan (Tab. Nas, p. 256; Raverty, p. 754; (トムトムセキラクハーン Kiklik Khan ウロフ Bib. Ind. 版だ、
Qatlaq Khan トム Fiqraq Khan ウロフ); XVIII. Majik Ichhyaruddin Yuzbaki-Thughni Khan (Tab. Nas, p. 261; Raverty,
p. 761); XX. Izuddin Balbari-Kashlu Khan (Tab. Nas, p. 268; Raverty, p. 775); XXI. Malik Saifuddin Shamsi
Ajami (Tab. Nas, p. 274; Raverty, p. 789. ダラビ Bib. Ind. 選ばせ、トムトムセキラクハーン Ibak ウロフ) 等日本人をも。
從ひトコロジキトモチャーハ出身のターハリ・ミー・スが奴隸やアラム人等をもへせば、トムトムセキラクハーン Ibak ウロフ
二十人中奴隸ではなかつたゞシヒシヌ矣、何も根據は示してゐない (Raverty, p. 756)。記載がなしかねるトモアリタ
シテ、此の奴隸と考へても自然や居れ。

(43) Tab. Nas., p. 239; Raverty, p. 732.

(44) たゞ、"ハーフ・ヒー"と、"ヒーフ・ハーフ"の二種類のマッタの右前だけの表をあわしておる。それは算本より少し異なつて、Tab. Nas., p. 177; Raverty, pp. 625-527, たゞ Raverty, p. 625, Note. 5 を参照。たゞ Bib. Ind. 講堂、マッタ達

(45) 「チヨハルが一ニー」については、さしあたつては、拙稿「繼承」三〇七頁、註五〇参照。なおこのことは次稿「貴族」においてふれよう。

(46) 拙稿「繼承」二九三、三〇二頁參照。

「奴隸王朝」の君主権と貴族勢力

(47) 抽稿「繼承」、二八九—二九四頁参照。

(48) トウリバティ氏はシャムスッターンの子孫のスルターン就任の権利を貴族が一致して認めたことの意義を、インム・イバームはじめのひととして高く評價している。たしかにやうやくはあるが、しかしこの點をあまり強調するのではなく時代の君主権の實態を過大評價する嫌いがありはしないか。ベルバンの出現のこともあり、せらにやうと貴族勢力は弱められたあたりの心地であるが、ベルバン死後のニザーム・スルターンの場合もある。私は貴族が子孫の世襲的繼承権を承認したといふこと自體に、やはり彼らの勢力關係、利害關係をまず考える必要があるのだと思う。つまり世襲権の事實上の成立は、君主権の強さに基く絶對的な結果ではない點に問題があるわけである。せらに氏は、貴族たちが當時欲したのは、力をもつて支配できる嚴格な人物であつて、しかも貴族の一般的な欲求を満してくれる人物であつたというが、これも疑問であり、イルトウトウマーンの貴族は、君主権をそれほど絶對的に考えていたのではないと想つ。このことは、次のベルバンの君主権高揚の態度からも逆推できよいやうだはあるまじか。

(49) Tab. Nas., p. 281; Raverty, p. 800. たおヒマリシタはたん Sardar ふるふじゅう。Muhammad Qasim Firishta Hindu Shah; "Tarikh-i-Firishta", Urdu translation edited by Osmania University, Hyderabad, 4 Vols, 1924, Vol. I, p. 279. 現 Firishta (Urdu) シラカバ。

(50) Firishta (Urdu), p. 281; Ziauddin Barani; "Tarikh-i-Firuzshahi", translated by Elliot and Dowson's "History of India as told by its own Historians", Vol. III, London, 1867, pp. 98-99. Barani (E. D.) シラカバ。

(51) Srivastava, p. 118.

(52) Tab. Nas., p. 293-294; Raverty, p. 819-820. たお' Raverty, p. 685, N. 4 参照。マヌ' Ibn Battuta; "The Rehra of Ibn Battuta", Translation and commentary of the parts for India, Maldive Islands and Ceylon. Translated by Mahdi Husain, Baroda (Graekwad's Oriental Series), 1953, p. 37 N. 1 参照。

(53) Tab. Nas, p. 294; Raverty p. 820. うそ要旨は Bib. Ind. 脳ドサ “niyabat-i-mulkdarī wa lāshkar-kashī wa bāzī-yārī ba khitāb wa ism-i-Ulīgh Khānī” トモトハ 小办トハ マ職也 “deputy-ship of the kingdom and leadership of the forces with the title……” トモトハ 原文の “pākhtiyārī” せんじに職ナシ カムルハラム。 うそ要旨は トモトハ うそ要旨名だの ピカニルヌ、職也。

(54) Tab. Nas, p. 294; Raverty, pp. 820-821.

(55) Barzī (E. D.), p. 98. “Nāmūna” トモトハ 样標例也 sample, pattern の意。 無能區もトモトハ useless, worthless の意味

がおる。 ハタクハト本体也” rappet トモトハ 職也。

(56) ハの裡の事情ヒハト、グルバニ側ヒハトシナタハヘーリーを批判トトロ。 ハリーダー大學のサラン教授の論旨は大くん興味がある。 たゞ、此の立場は、インシ人アリ改宗セベノムだつたぬしトライベンにおまつに組すきいふる感じがある。 ハリーダー大學で私も屢々話をうかがつたが、ハの論旨もハニモ氏の性格を睨むせるほどはおらず。 たゞかくグルバニ=トライベンの争は、サラン氏もハわれるよう貴族間の競争の一頂點やあつたことは勿論であるが、ハルビンハ族對インシ人ヒシハ民族的興機をあまりに重視シハ、トライベンのター・ハタ一を「インシ人黨派の勝利である」(p. 200) などのは少し問題である。 たゞ、サラン氏が、後半に多くトシハヘレバれねれハシムナウタハ “ハベーリーが、ナーシスヒベーンをヒシハヒハ敬虔ド「ヒランの筆寫」ばかりして政を一切ベスベニに任せハセテハベミシム。 ハルビンハトトロ記トトロハヒトモ今ハハサヨヒトシハハサハ私ハ贊成である。(Baran, p.: ‘Politics and Personalities in the Reign of Nasir-tiddin Mahmud, the Slave’, contained in “Studies in Medieval Indian History”, Delhi, 1952., pp. 234-235.) たゞ、 “Cambridge History of India”, Vol. III, Turks and Afghans, p. 66. 紹賛。 勇者ハナシスヒベーン也。 即位直後はたゞたゞの戰ヒム血の壯烈也。 植也の輿也ハハシマハシマラム。 人物もは連ハハシマタセハ。 ハマラムタヌ、ハの點ヒハトシハハシマハベヒ前ハヒ。

- (57) ラディヤの場合のアビシニア人ヤーターナー (Yāqut) 重用の例もあるが、これは「さかか個人的な問題が多く、」る場合、世の政治史的意義はもたない。また、やに十四世紀に入つてからの外國人重用の傾向は、又、別の意味をもつてゐる。
- (58) 彼の死を自然死とせず、ベルバンの謀殺とするベラトウータの見解は別に證據があるわけではなし (Rehre, p. 34)。
- (59) 摘稿「繼承」、二九五—二九六頁参照。
- (60) たとえば、ベルバンの従弟で「チヨベルガーリー」の「貴やおひたシヨル・バー」 (Sher Khan) といふ、ペラリーは、「ベルターン」 (खल्क्खन) が、彼を毒殺させたことを「信ずべしすじから聞いた」といふ。やつて、その理由として、ベルバン比、「だららかの口實によひて昔かみのシャムスイーの奴隸たちをすぐり退けようとする意図がある」 じとを、シヨル・バーが知つたからである。 (Barani (E. D.), pp. 108-109)
- (61) Fishtz (Urdu), pp. 108-109.
- (62) Barani (E. D.) pp. 107-108.
- (63) Tripathi, pp. 249-251.
- (64) シュリガースターガ・ズィ、「ハベーハ」の「う」とじぬを引いて、ラディヤの君主権について、「ラディヤはドリーのサルタナットの政治を自らの才能と性格の力によつて支配しようとしたイルトウタミシルの王朝の最初にして最後の支配者であつた」といひてゐる。 (Sivastava, pp. 108-109) それは「さきか誇張にすぎないけれども、ラディヤの力をもつてしては、やはれ、」との「チヨベルガーリー」の權力を斷ち切ることはできなかつたのである。これをなしつげたベルバンすら、一種の恐怖政治を行つひとじゆつてだ」とげ得たことに注意する必要がある。
- (65) Whalley. p: "Translation from the Tarikh-i-Firuzshahî", The reign of Muizzuddin, J. A. S. B., Vol. XL, I, 1871, p. 188. (以下 Berani (whalley) と略記する) ）からベルバン死後、その後繼ベルターン摺名は、貴族によひてひへつかえられる。摘稿二九二—二九三頁参照。

- (66) Barani (Whalley), pp. 186-188.
- (67) Barani (Whalley), p. 189.
- (68) Basani (Whalley), p. 190.
- (69) Barani (Whalley), p. 190.
- (70) 抽稿「繼承」、二九八—二九九頁參照。
- (71) 抽稿「繼承」、二九八—二九九頁參照。
- (72) Barani (Whalley) p. 204.
- (73) Sivessava, pp. 119-124; Prasad, pp. 183-188; Tripathi, pp. 33-38 等。ヰヤムラウツバト・イ氏のは最もすぐれい。
- (74) ベラリーマ記じるゆゑ、ベルバンが常に完全な着装をしたるべく、下層のゆゑ、出身のいやしい者と會話をせず、お友人と新しい相手とを間わず親しみに話すのは君主の威信を下さぬことを行わむ。又、誰とも冗談を交えず、自分の面前では冗談を誰にもいわせず、大聲で笑ふことを禁じたるべく。彼の生前には、また、下位のゆゑ、下層出身のものを誰も推薦し、又用ひもしなかつたといふ。(Baravi (E. D.), p. 100)
- (75) "barid" とはもとの意即ち courier, messenger の意味もある。
- (76) ベラリーニによれば、例えばバルバンの奴隸やアダーニー（アダウン）をもつていたマリク・ベクバク (Malik Bakbak) が、その使用人を殺したが、その寡婦の訴えにより、彼は彼女の面前で死刑にされ、また、アダーニーのイクターダ、ベクバクを監視していたスペイ達も、怠慢の罪状で、市の門前で絞首刑をうけた。(Baravi (E. D.), p. 101.) また醉つたあげく人を殺したハイベット・ハーン (Haibat Khan) もその寡婦の面前で處分しよられしたるべく (Baravi (E. D.), p. 101) 等は著名である。このことは肉親に對しても例外ではなく、例えば、ライナワティ遠征時の大殺戮に際して、やる子アグラ・ハンに對して與えた警告などは著名である。(Baravi (E. D.), p. 120)。

(77) Barani (E. D.), p. 99 サンスクリットの君主權とヒンドゥーの關係とヒンドゥー・トトカ・ベーラが、ヤマナハイダラバードに於けるヒンドゥーの統治を明かにしたる證明を示す。Barani (Whalley), pp. 205-208)。

(78) Barani (E. D.), pp. 99-100
(79) "Namdari badil wa dad bud. Zalm wa shahi chiragh wa bad bud" (Mun. Taw., p. 123)

(たゞ、筆者は上記二句の一義共存、本編等の繊縫に用いた諸史料の中、貴重本の複寫の便宜を許された、上記二句は、The Archaeology Department Library; The University of Delhi; The Indian National Physical Laboratory 並、ペルシト、ヤムニア文獻の取扱上の據明を以てられたからヒンドゥーの同僚 Java 氏に謝意を表す。)